

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和6年度第1回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	令和6年6月21日（金）午後2時から午後4時45分まで
開催場所	市役所7階 第1委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：岩崎委員（会長）、村平委員、小川委員、宮田委員、野口委員、大矢委員、岡本委員、石黒（里）委員、石黒（博）委員、木村委員 欠席委員：なし 事務局：中村総務部長、佐野企画財政課長、宇佐見統括主査、金森主任、伊藤市民協働部長、竹井協働安全課長、須藤統括主査、植手主任、鈴木主任
会議の議題	（１）岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について （２）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の会長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された資料の名称	資料１：岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 資料２：岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 資料３：岩倉市自治基本条例の推進状況について 資料４：市民参加手続の実施状況及び実施予定 資料４－１－１：令和５年度の実施状況（条例、計画等の策定又は変更） 資料４－１－２：令和５年度の実施状況（既存計画等の評価） 資料４－２－１：令和６年度の実施予定（条例、計画等の策定又は変更） 資料４－２－２：令和６年度の実施予定（既存計画等の評価） 資料５：協働の取組シート（令和５年度実施事業） 資料６：岩倉市市民参加条例の推進状況について 付属資料１：岩倉市組織・機構検討委員会検討報告書 付属資料２：組織・機構の見直しに向けた課題の整理 付属資料３：岩倉市機構図（改正前後対照） 付属資料４：市政の重要課題に対するプロジェクトチームの設置 について 付属資料５：子育て家庭支援策検討プロジェクトチーム活動報告（市広報令和６年６月号） 付属資料６：ゼロカーボンシティ推進プロジェクト事業 について

	付属資料 7：東京ディズニーリゾート 40 周年スペシャルパレードプロジェクトチーム活動報告について 付属資料 8：令和 5 年度市民活動助成金対象事業（市広報令和 5 年 5 月号） 付属資料 9：未来寄合かわらばん
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	議事録作成者 金森、鈴木

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
1 開会 2 あいさつ 会 長：新しく参加された方については後ほど自己紹介。この時期に開催する理由としては、自治基本条例、市民参加条例は市政の根幹であり、市政がどのように行われてどのように進めているのかを自己評価し、外部評価を受け、結果を予算に盛り込むため、秋の予算編成前に答申ができるようにしている。時代の変遷に合わせ、条文を変えることも検討していく必要がある。忌憚のない、また、市民目線での意見を出してほしいと思う。 3 委員自己紹介 各委員、事務局の自己紹介。 4 議事 （1）岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について 【資料 1】～【資料 2】に基づき、宇佐見統括主査より条例と審議会の概要について説明。 【資料 3－第 10 条】に基づき、宇佐見統括主査より説明。 会 長：事務局からの説明にご意見等あればお願いしたい。 会 長：市民討議会と市民提案はたまたまなかったのか？ 事務局：討議会については討議に適したテーマがなかった。提案制度についても提案がなかったため開催しなかった。 会 長：マルチパートナーシップを推進するにあたり、市民から行政とこういった事業をやりたいという提案があれば望ましい。第 5 次総合計画を策定して数年が経つが、マルチパートナーシップ型事業の成果は見え始めているか？ 事務局：企業や団体が自治体と連携する動きが活発化している。連携協定等を結んで個別の事業で連携している例はあるが、全体としては推進していく余地はある。 会 長：自治体側からの働きかけではなく、企業がやる社会貢献事業に自治体に参加するような事例も出てきている。三重県伊賀市に JR 関西本線の新堂駅があり、地元企業の DMG 森精機株

式会社がその近くに私設図書館を作った。そこにぶどう畑をつくり、最終的にはワイナリーを併設する計画である。「ワインを飲みながら本が読める」というような事業を行っており、一つのコンパクトシティの例である。ねらいとしては、名古屋に本社があるため、JR 関西本線を使って通勤や出張利用を促し、路線の継続とゼロカーボンの推進にも寄与したいというところである。それに触発されて地元の企業が社会貢献できないか？という話が出てきた。地元のまちづくり協議会で協議したところ、お年寄りが多く、大きいものを洗うのが大変であるという意見があり、コインランドリーが欲しいと要望をした。そこで、地元企業がコインランドリーを運営することになり、半分は新規事業半分、半分は社会貢献という例となった。企業の事業展開と地元の要望等のニーズがうまく合致し、企業、住民、行政が連携したまちづくりとして成果が表れてくると良いまちになっていく。

会 長：委員の中でも市民参加委員として参加している方もいるがきっかけは？

石黒（里）委員：自分の今必要なことについては目が向いているが、市に対しての情報交換などには目が向いていなかった。給食センターの跡地利用の際にかかわりを持った。今、自治体に目を向ける人が増えてきている気がする。過疎地についてもインバウンドで日本人が行かないようなところが目立ってきている部分がある。観光地を回って思ったことがある。熱海市に行ったが、海の見えるところにカフェを作って、今まで熱海を知らなかった若い世代が訪れている。岩倉市については魅力を伝えたくても伝えるきっかけがない。

会 長：市民参加登録については増えたが、どのように関わりたいか、関わられるかをチェックする必要がある。SNS の利用についても必須となっていく。

河合委員：インバウンドについて、日本青年会議所がインバウンドを呼び込みたいまちを募っている。行政側で興味があれば紹介はできる。そういった意見を聞く場があると良い。

石黒（里）委員：岩倉市の知名度が上がるような取り組みがほしい。

会 長：自治基本条例や市民参加条例策定の際には、シビックプライドという考え方を記載していなかったが、今後も課題であると考えます。

村平委員：岩倉市と言えば桜である。自治基本条例を策定する際に桜を条例上に記載したいという話が出て、記載にこぎつけた。

会 長：桜の活かし方については審議会でも議論する必要があるかもしれない。

事務局：第 24 条では地域資源の継承として、山車、桜並木の保全、五条川の環境整備を記載しており、シビックプライドという言葉は入っていないが、意識はしている条文となっている。

事務局：桜を市民の花木として制定し、苗木を配布した。追跡調査として特集も組んでいる。

木村委員：市民登録委員に登録しており、たまたま別の委員に参加することとなった。261 人いるのであれば初めての人が参加できる方が良いと思う。

河合委員：261 人の交流事業をやってみても面白いかもしれない。登録はしているが、顔は合わせたことはないと思う。

会 長：外国にルーツを持つ人の市民参加の仕組みでもある。

石黒（里）委員：私も他のものに参加することとなった。本当は若い人に参加してほしい。261 人の男女比が知りたい。

事務局：委員登録については窓口で申し出るパターンと、アンケート等に同封し、返送するパター

ンとある。審議会等を構成する場合は、公募と市民委員をそれぞれ任命することとなっている。総合計画上、審議会への市民委員の登用率は令和 7 年度に 33%、令和 12 年度に 35% を目指すとなっている。

河合委員：青年会議所のイベント等で声掛けすることもできる。

会 長：登録委員については、一人の人に偏らないような選出の方法で依頼をする方が良い。また、登録委員の現状把握をすることをお願いしたい。また、マルチパートナーシップの実績が示せると良い。

【資料 3－第 12 条】に基づき、宇佐見統括主査より説明。

会 長：議会はどのような状況か？

事務局：令和 4 年 3 月に各会派に経緯説明、令和 4 年 6 月には代表者会で意見交換など働きかけを行い、議会から要請があり、令和 6 年 2 月には新人議員に勉強会を行ったがそこで止まっている状況である。

村平委員：進んでいないと感じている。議会として承認して、自治基本条例を制定している中で、住民投票条例についてはまだ議論が深まっていないと感じている。制定から 10 年以上経っており、いまだ住民投票条例が制定されていないことをどう考えているのか知りたい。

事務局：議会から外国人参加や市長発議の調整をしたい旨の申し出はない。

会 長：外国人に投票権を持たせるかどうか、市長発議をすることが議会軽視にあたらないかなどの課題を議会として出してもらえると良いが。新人議員への勉強会で質疑などはなかったか？

事務局：経緯についての質問はあった。

会 長：議会へは制定に向けた課題を出してもらうよう依頼できないか。

村平委員：市民の定義が住民だけではない。対象を絞ることは難しいとは思いますが、住民投票は普段、声が挙げづらい人たちが声を挙げる仕組みであるため、制度が必要だとは思う。

山路委員：具体的なイメージが湧かないが、例えば給食費の無償化についてどう思うかなどの投票を行うイメージか？

会 長：市長が重要な事項だと考えたものを諮ることとしている。しかし、何でもかんでも住民投票で決めていくのは、議会の議決を軽視することにもなる可能性がある。市長が重要な事項だと考え、議会が機能しないような事項、例えば市町村合併に関する事項の決定など、そういったものかと思う。できれば市全体の課題に関するものが良いと考える。

会 長：議会の意向を確認する必要がある。その結果次第では、第 12 条を削除することもあるかもしれない。

会 長：対象年齢をどこからにするか、外国人を含めるか、いろいろなことを検討する必要がある。第 2 項を検討するにあたっては、議会としての論点整理も必要になる。

【資料 3－第 14 条】に基づき、宇佐見統括主査より説明。

会 長：組織・機構改革とプロジェクトチーム設置を中心とした取組だった。プロジェクトチームに参加したことが人事評価に影響するのか？

事務局：プロジェクトチームに参加したことだけで直接、人事評価に影響することはないが、個人の目標を立てる際にプロジェクトチームでの業務の遂行を目標とした職員もいると思う。

会 長：ディズニーパレードはかなり大変だったのではないかな。

事務局：プロジェクトチームだけでは対応はできなかった。全職員が意識を高く持ち、組織として対応できたと思う。

会 長：今年度のプロジェクトチームの総括はしているか。

事務局：各プロジェクトチームで行っている。ゼロカーボンと子育ては令和5年度の総括を行い、令和6年度も引き続きプロジェクトチームを組織して業務を遂行している。ディズニーのプロジェクトチームに関しては、まったく同じことを次もやるわけではないが、反省や改善点等を今後のイベント運営等で活かしていきたいと考えている。

会 長：目標達成のためにプロジェクトチームを組織しているわけである。自分が目標達成のために貢献できたということが、職員の自信にもなるため、評価に結び付くと良いと思う。委員の皆さんから意見はあるか？

木村委員：職員の人事評価の話もあったが、NPO 法人いわくら観光振興会についてもディズニーパレードと同日に「フードパーク atIWAKURA DANCE FES!!!2023」というイベントを行うことで貢献できたと思う。それに見合った評価もしてもらえるとありがたい。

事務局：NPO 法人いわくら観光振興会に担っていただいた「フードパーク at IWAKURA DANCE FES!!!2023」は非常に大きなウエイトを占めていた。パレードだけでない目玉を作ることによって安全に来場者を誘導できた。一体となってやれたことであり、大変感謝をしている。

石黒（里）委員：市政の重要課題として、災害が起きたときの準備はどのようにしているか？どこまでの準備がされているかが分からない。

事務局：プロジェクトチームではないが、職員体制としては震度5弱以上の地震があった場合、参集することとなっている。また、区に自主防災会がある。明日、自主防災会向けの講演会があり、能登半島地震の経験者から話が聞ける機会でもある。

石黒（里）委員：岩倉市の体制が見えづらいかと思う。足を運ばなくても見えるように情報発信してもらえると良い。

大矢委員：9月前には民生委員で防災についての講座を開いている。岩倉市の現状や対策が知りたいという話もある。消費生活講座でも「防災」をテーマに講座を開く。ぜひ都合をつけて聞いてもらえれば良いと思う。

会 長：公助だけでは賄えない。まずは自助、そして共助が必要。それをどこまで市民の意識に落とし込めるかが大切である。

会 長：プロジェクトチームや各重要課題に対する体制が見える化する必要がある。

山路委員：条文に最少の人員で最大の効果を得られるよという文言があるが、保健推進員がなくなり、健幸サポーターとなったが、人員が半分ぐらいになった。最少の人員で最大の効果を求めすぎるのもなかなか難しいように思う。

会 長：地方自治法、地方財政法に最少の人員かつ最大の効果という文言がある。今のご時世に合うかどうかは検討する必要があるかもしれない。

【資料３－第 19 条】に基づき、宇佐見統括主査より説明。

会 長：要綱の公開については他の自治体での事例はあるか？

事務局：ホームページで公開する際に調査したが、岩倉市のように広範囲で公開している自治体はないと思う。

【資料３－第 20 条】に基づき、宇佐見統括主査より説明。

会 長：職員が公益的通報をする場合、公益的通報処理委員に言うことになるのか？

事務局：まずは庁内に窓口がある。そこでの対応に問題がある場合、公益的通報処理委員に対応を依頼することとなる。

村平委員：本来であれば公益的通報として段階的に処理すべきものが、その段階を経ずにマスコミなどに流れてしまった例はあるか？

事務局：岩倉市では事例はない。

（２）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について

【資料４】～【資料４－２－２】について須藤統括主査より説明

会 長：先ほどと重複するが、市民委員については、男女比や年代比等の現状把握をしてほしい。また、環境審議会に市民委員がいないのはなぜか。

事務局：それぞれの審議会がどのような委員を選任しているのか、詳しいことまで把握はしていない。審議会に市民委員が入っていない場合は、次期委員の選任の際に市民委員を入れることを検討するように通達等している。それでも入っていない場合は、個別声掛けしていきたい。

会 長：子どもや環境など、広く市民に関係するところではぜひとも市民委員を入れてもらいたい。また、なぜ市民委員が入っていないかなど、把握もしてほしい。

事務局：環境審議会については、規則で委員が決められており、市民委員は入っていない。今後は、規則を変えることを視野に入れて検討することを、担当に伝えていきたい。

石黒（博）委員：環境審議会の内容は、どのように公表しているのか。

事務局：審議会等の議事録は、ホームページに公表している。

会 長：市民委員の活用、市民委員がいない審議会において、規則で排除されている場合は、規則の改正を視野に入れること、せっかくある制度であるため、活用することを各課へ周知することとする。

村平委員：数字だけ見ていると市民参加が減っているような気がする。なにか要因があるのか。

事務局：コロナの影響で、対面で開きづらかったことは一つの要因と考える。

村平委員：コロナで対面ではないことに慣れてしまっただけで、控えめになっているのではないのか。

事務局：今後は、コロナが理由で開催しないということはないと考える。

会 長：市民参加手続きを活かすような取り組みをやってほしい。近年、討議会や公聴会ができていないため、コロナ禍でもオンラインで開催してもよかった。

事務局：市民活動支援センターが率先して開催していた ZOOM 講座等を参考にすることはできたかも

しれない。

事務局：市政モニターは、オンラインでの実施を検討している。それと似たような仕組みをつくることはできる。

河合委員：パブリックコメントは、ホームページ上で公表しているのか。

事務局：基本的には、ホームページ及び担当課窓口で公表している。関わる市民が多い計画の場合は、公共施設に置くこともある。

会 長：市民委員の登録者にパブリックコメントの意見を求めることはできないのか。市民委員のモチベーションにも繋がると思う。

事務局：今後、検討していく。

会 長：次回は【資料５】から検証とする。

５ その他

次回会議日程 ７月３日（水）午後２時から 市役所７階 第１委員会室